

兵庫県議会情報公開条例

平成12年4月3日
兵庫県条例第45号

兵庫県議会情報公開条例

目次

前文

第1章 総則（第1条－第3条）

第2章 公文書の公開（第4条－第16条）

第3章 審査請求（第16条の2－第27条）

第4章 情報公開の総合的な推進（第28条－第30条）

第5章 雑則（第31条－第33条）

附則

本格的な地方分権の時代を迎え、地方公共団体の議会は、その役割と責任がますます大きなものとなり、住民の代表機関として、より一層住民の意思を反映した活動を積極的に推進することが求められている。

議会が住民の負託にこたえて活動するためには、住民の議会への理解と参加の促進が不可欠であり、本会議、委員会等における審議をはじめとする幅広い活動に係る情報を、住民の共有の財産として積極的に公開し、提供することが、何よりも重要である。

このような認識に基づき、公文書の公開を請求する権利を明らかにするとともに、県民の「知る権利」を尊重し、兵庫県議会の諸活動を県民に説明する責務を果たすため、情報公開制度を整備し、もって新しい地方分権の時代にふさわしい開かれた兵庫県議会の実現と地方自治の本旨に即した県政の推進を目的として、この条例を制定する。

第1章 総則

（定義）

第1条 この条例において「公文書」とは、兵庫県議会（以下「議会」という。）の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び写真（これらを撮影したマイクロフィルムを含む。以下同じ。）並びに電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、議会の職員が組織的に用いるものとして、兵庫県議会議長（以下「議長」という。）が管理しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

(1) 歴史文書（兵庫県議会の公文書の管理に関する条例（令和元年兵庫県条例第17号。

以下「議会公文書管理条例」という。）第2条第1号に規定する歴史文書をいう。）

その他の議長が一般の利用に供することを目的として管理しているもの

(2) 官報、公報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの

（議会の責務）

第2条 議会は、この条例に定める公文書の公開を請求する権利が十分に保障されるようこの条例を解釈し、及び運用するものとする。

2 議会は、県民が必要とする情報を迅速に提供する等その保有する情報を広く県民の利用に供するよう努めるものとする。

3 前2項の場合において、議会は、個人に関する情報がみだりに公にされることのないよう最大限の配慮をしなければならない。

(請求権者の責務)

第3条 この条例の定めるところにより公文書の公開を請求しようとするものは、この条例の目的に即して、適正な請求に努めるとともに、公文書の公開を受けたときは、これによって得た情報を適正に使用しなければならない。

第2章 公文書の公開

(公開請求権)

第4条 何人も、議長に対し、公文書の公開を請求することができる。

(公開請求の手続)

第5条 前条の規定による公開の請求(以下「公開請求」という。)は、次に掲げる事項を記載した請求書(以下「請求書」という。)を議長に提出してしなければならない。

(1) 公開請求をするものの氏名又は名称及び住所又は居所並びに法人その他の団体にあっては、その代表者の氏名

(2) 公開請求に係る公文書を特定するために必要な事項

2 議長は、公開請求をしようとするものに対し、当該公開請求に係る公文書の特定に必要な情報を提供するものとする。

3 議長は、請求書に形式上の不備があると認めるときは、公開請求をしたもの(以下「請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、議長は、請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

(公文書の公開義務)

第6条 議長は、公開請求があったときは、当該公開請求に係る公文書に次の各号のいずれかに該当する情報(以下「非公開情報」という。)が記録されている場合を除き、請求者に対し、当該公文書を公開しなければならない。

(1) 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、特定の個人を識別することができるもののうち、通常他人に知られたくないと認められるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの

(2) 法人その他の団体(国、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。)、地方公共団体及び地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。))を除く。以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの。ただし、人の生命、身体若しくは

健康に危害を及ぼすおそれのある事業活動又は人の財産若しくは生活に重大な影響を及ぼす違法若しくは著しく不当な事業活動に関する情報を除く。

- (3) 公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると議長が認めることにつき相当の理由がある情報
- (4) 法令若しくは条例の規定により、又は法律若しくはこれに基づく政令による明示の指示（地方自治法（昭和22年法律第67号）第245 条第1号への指示その他これに類する行為をいう。）により、公にすることができない情報
- (5) 議会及び議会以外の県の機関並びに国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの
- (6) 議会若しくは議会以外の県の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な執行に支障を及ぼすおそれがあるもの
 - ア 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ
 - イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ
 - ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ
 - エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ
 - オ 国若しくは地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ
- (7) 議会の会派又は議員の活動に関する情報であって、公にすることにより、これらの活動に著しい支障を及ぼすおそれがあるもの

（部分公開）

第7条 議長は、公開請求に係る公文書の一部に非公開情報が記録されている場合において、当該非公開情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、請求者に対し、当該部分を除いた部分について当該公文書を公開しなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。

（公益上の理由による裁量的公開）

第8条 議長は、公開請求に係る公文書に非公開情報（第6条第4号に規定する情報に該当する情報を除く。）が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、請求者に対し、当該公文書を公開することができる。

(公文書の存否に関する情報)

第9条 公開請求に対し、当該公開請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなるときは、議長は、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒否することができる。

(公開請求に対する措置)

第10条 議長は、公開請求に係る公文書の全部又は一部を公開するときは、その旨の決定(以下「公開決定」という。)をし、請求者に対し、その旨及び公開の実施に関して必要な事項を書面により通知しなければならない。

2 議長は、公開請求に係る公文書の全部を公開しないとき(前条の規定により公開請求を拒否するとき及び公開請求に係る公文書を保有していないときを含む。)は、公開しない旨の決定(以下「非公開決定」という。)をし、請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

3 議長は、第1項の規定による公文書の一部を公開する旨の決定又は非公開決定をした旨の通知をするときは、当該通知にその理由を付記しなければならない。この場合において、時の経過等によって当該理由が消滅することをあらかじめ明示できるときは、その旨を明らかにしなければならない。

(公開決定等の期限)

第11条 公開決定及び非公開決定(以下これらを「公開決定等」という。)は、公開請求があった日から起算して15日以内にななければならない。ただし、第5条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 議長は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、前項の規定にかかわらず、公開請求があった日から起算して60日(第5条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、これに当該補正に要した日数を加えた日数。以下次条において同じ。)を限度として、前項に規定する期間を延長することができる。この場合において、議長は、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により請求者に通知しなければならない。

3 第1項に規定する期間(前項の規定により当該期間の延長がなされた場合にあつては、当該延長後の期間)内に議長が公開決定等をしないときは、請求者は、非公開決定があったものとみなすことができる。

(公開決定等の期限の特例)

第12条 公開請求に係る公文書が著しく大量であるため、当該公開請求があった日から起算して60日以内にそのすべてについて公開決定等をするにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条第1項及び第2項の規定にかかわらず、議長は、当該公開請求に係る公文書のうちの相当の部分につき当該期間内に公開決定等をし、残りの公文書については相当の期間内に公開決定等をすれば足りる。この場合において、議長は、同条第1項に規定する期間内に、請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) 本項を適用する旨及びその理由

(2) 残りの公文書について公開決定等をする期限

- 2 請求者に対し、前項の規定による通知をした場合には、当該通知に係る公文書については、前条第3項の規定は、適用しない。
- 3 第1項第2号の期限までに、議長が同号に規定する残りの公文書について公開決定等を行わないときは、請求者は、当該残りの公文書について非公開決定があったものとみなすことができる。

(事案の移送)

第13条 議長は、公開請求に係る公文書が情報公開条例（平成12年兵庫県条例第6号。以下「公開条例」という。）第1条第1項に規定する実施機関（以下「実施機関」という。）の職員により作成されたものであるときその他実施機関において公開決定等に相当する決定をすることにつき正当な理由があるときは、当該実施機関と協議の上、当該実施機関に対し、事案を移送することができる。この場合において、議長は、あらかじめ、請求者の意見を聴かなければならない。

- 2 議長は、前項の規定により事案を移送したときは、請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。
- 3 第1項の規定により実施機関に対し事案が移送されたときは、公開請求のあった日に、当該実施機関に対し、公開条例の規定に基づく公文書の公開請求があったものとみなす。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第14条 議長は、公開決定等をする場合において、公開請求に係る公文書に国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び請求者以外のもの（以下この条、第18条及び第19条において「第三者」という。）に関する情報が記録されているときは、あらかじめ、当該情報に係る第三者に対し、当該公開請求に係る公文書の表示その他議長が定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

- 2 議長は、公開決定をする場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ、当該各号の第三者に対し、公開請求に係る公文書の表示その他議長が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

(1) 第三者に関する情報が記録されている公文書を公開しようとする場合であって、当該情報が第6条第2号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。

(2) 第三者に関する情報が記録されている公文書を第8条の規定により公開しようとするとき。

- 3 議長は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が公文書の公開に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、当該公文書について公開決定をするときは、当該公開決定の日と公開の実施をする日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、議長は、当該公開決定後直ちに、当該意見書（以下「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、公開決定をした旨及びその理由並びに公開の実施をする日を書面により通知しなければならない。

(公開の実施)

第15条 公文書の公開は、文書、図画又は写真にあっては閲覧又は写しの交付により、電磁的記録にあってはこれらに準ずる方法としてその種別、情報化の進展状況等を勘案して議長が定める方法により行う。ただし、閲覧の方法（電磁的記録にあっては、これに準ずる方法としてその種別、情報化の進展状況等を勘案して議長が定める方法）による公文書の公開にあっては、議長は、当該公文書を汚損し、又は破損するおそれがあるときその他正当な理由があるときは、当該公文書の写しによりこれを行うことができる。

2 公開決定に基づき公文書の公開を受けるものは、議長が定めるところにより、議長に対し、その求める公開の実施の方法その他の議長が定める事項を申し出なければならない。

3 前項の規定による申出は、第10条第1項の規定による通知があった日から起算して30日以内にしなければならない。ただし、当該期間内に当該申出をすることができないことにつき正当な理由があるときは、この限りでない。

（他の制度との調整等）

第16条 議長は、法令又は他の条例（以下「法令等」という。）の規定により、何人にも公開請求に係る公文書が前条第1項本文に規定する方法と同一の方法で公開することとされている場合（公開の期間が定められている場合にあつては、当該期間内に限る。）には、同項本文の規定にかかわらず、当該公文書については、当該同一の方法による公開を行わない。ただし、当該法令等の規定に一定の場合には公開をしない旨の定めがあるときは、この限りでない。

2 法令等の規定に定める公開の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を前条第1項本文の閲覧とみなして、前項の規定を適用する。

第3章 審査請求

（行政不服審査法の適用除外）

第16条の2 公開決定等（第11条第3項又は第12条第3項の規定により非公開決定があつたものとみなされる場合を含む。次条第1項において同じ。）又は公開請求に係る不作為についての審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項本文の規定は、適用しない。

（審査請求があつた場合の手続）

第17条 公開決定等又は公開請求に係る不作為について、審査請求があつた場合は、議長は、次の各号のいずれかに該当するときは除き、あらかじめ、議会公文書管理条例第11条第1項に規定する兵庫県議会公文書管理委員会（以下「委員会」という。）の意見を聴いて、速やかに、当該審査請求に対する裁決をしなければならない。この場合において、議長は、委員会の意見を尊重するものとする。

(1) 審査請求が不適法であり、却下するとき。

(2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る公文書の全部を公開することとするとき（当該公文書の公開について反対意見書が提出されているときを除く。）。

2 議長は、前項の規定により意見を求めようとするときは、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の弁明書の写しを添えてしなければならない。

(意見を求めた旨の通知)

第18条 議長は、前条第1項の規定により意見を求めたときは、次に掲げるものに対し、その旨を通知しなければならない。

- (1) 審査請求人及び参加人(行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下この章において同じ。)
- (2) 請求者(請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。)
- (3) 当該審査請求に係る公文書の公開について反対意見書を提出した第三者(当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。)

(第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続)

第19条 第14条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

- (1) 公開決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決
- (2) 審査請求に係る公開決定等(審査請求に係る公文書の全部を公開する旨の決定を除く。)を変更し、当該審査請求に係る公文書を公開する旨の裁決(第三者である参加人が当該公文書の公開に反対の意思を表示している場合に限る。)

(委員会の所掌事務の特例)

第20条 委員会は、議会公文書管理条例第11条第2項に規定する事項のほか、第17条第1項の規定による意見の求めに応じ、審査請求に関する事項を調査審議する。

2 委員会は、前項の調査審議をする場合において、必要があると認めるときは、情報公開制度について学識を有する者(以下「学識経験者」という。)から、意見を聴くことができる。

(委員会の調査権限)

第21条 委員会は、必要があると認めるときは、議長に対し、公文書の提示を求めることができる。この場合において、何人も、委員会に対し、その提示された公文書の公開を求めることができない。

2 委員会は、必要があると認めるときは、議長に対し、公文書に記録されている情報の内容を委員会の指定する方法により分類し、又は整理した資料を作成し、委員会に提出するよう求めることができる。

3 議長は、委員会から第1項前段又は前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。

4 第1項及び第2項に定めるもののほか、委員会は、審査請求に係る事件に関して、審査請求人、参加人又は議長(以下「審査請求人等」という。)に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させ、又は鑑定を求めることその他の必要な調査をすることができる。

(意見の陳述)

第22条 委員会は、審査請求人等から申立てがあったときは、当該審査請求人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、委員会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項本文の場合において、審査請求人又は参加人は、委員会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

(意見書等の提出)

第23条 審査請求人等は、委員会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、委員会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

(委員による調査手続)

第24条 委員会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に、第21条第1項の規定により提示された公文書について閲覧(当該公文書が電磁的記録である場合にあっては、これに準ずる行為)をさせ、同条第4項の規定による調査をさせ、又は第22条第1項本文の規定による審査請求人等の意見の陳述を聴かせることができる。

(提出された意見書等の閲覧又は交付)

第25条 審査請求人等は、委員会に対し、委員会に提出された意見書又は資料の閲覧又は写しの交付(当該意見書又は資料が電磁的記録である場合にあっては、これらに準ずる行為として議長が定める行為。)を求めることができる。この場合において、委員会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときでなければ、当該閲覧又は交付を拒むことができない。

2 委員会は、前項の規定による閲覧をさせ、又は交付をしようとするときは、当該閲覧又は交付に係る意見書又は資料を提出した者の意見を聴かなければならない。ただし、委員会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

3 委員会は、第1項の規定による閲覧又は交付について、その日時及び場所を指定することができる。

(調査審議手続の非公開)

第26条 委員会の行う審査請求に係る調査審議の手続は、公開しない。

(秘密を守る義務)

第27条 委員会の委員及び第20条第2項の規定により意見を聴いた学識経験者は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。委員にあっては、その職を退いた後も同様とする。

第4章 情報公開の総合的な推進

(情報公開の総合的な推進の基本方針)

第28条 議会は、第2章に定める公文書の公開のほか、議会の保有するその諸活動に関する情報が適時に、かつ、適切な方法で県民に明らかにされるよう、情報公開の総合的な推進に努めなければならない。

(県民の必要とする情報の提供の充実)

第29条 議会は、県民の必要とする情報を的確に把握し、本会議の会議録のほか、議会関係資料を広く閲覧に供すること等により、正確で分かりやすい情報を県民に積極的に提供する等情報提供の充実を図るものとする。

(広報活動の充実)

第30条 議会は、議会の諸活動に関する情報を、高度な通信技術の活用を含め、多様な広報媒体を効果的に活用して県民に積極的に提供する等広報活動の充実を図るものとする。

第5章 雑則

(費用の負担)

第31条 次の各号に掲げる写しの交付を受けるものは、それぞれ当該写しの作成及び送付（これらに準ずるものとして議長が定めるものを含む。）に要する費用を負担しなければならない。

- (1) 公開請求をして、公文書の写しの交付を受けるもの
- (2) 第25条第1項の意見書又は資料の写しの交付を受けるもの
(運用状況の公表)

第32条 議長は、毎年度、この条例の運用状況の概要を公表するものとする。

(補則)

第33条 この条例の施行に関して必要な事項は、議長が定める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において、議長が定める日から施行する。（平成13年3月議会告示第1号で、同13年4月1日から施行）
- 2 この条例の規定は、この条例の施行の日以後に議会の職員が作成し、又は取得した公文書について適用する。

附 則（平成17年3月28日条例第50号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正後の兵庫県議会情報公開条例第6条及び第14条第1項の規定は、この条例の施行の日以後にされた公開請求（同条例第5条第1項に規定する公開請求をいう。以下同じ。）について適用し、同日前にされた公開請求については、なお従前の例による。

附 則（平成28年3月23日条例第34号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正後の兵庫県議会情報公開条例第3章の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後にされた公開決定等（同条例第11条第1項に規定する公開決定等をいう。以下同じ。）又は施行日以後にされた公開請求（同条例第5条第1項に規定する公開請求をいう。以下同じ。）に係る不作為について適用し、施行日前にされた公開決定等又は施行日前にされた公開請求に係る不作為については、なお従前の例による。

附 則（令和元年12月16日条例第17号抄）

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第11条並びに附則第3項及び第4項の規定並びに附則第6項の規定（兵庫県議会情報公開条例目次の改正規定（「第35条」を「第33条」に改める部分に限る。）、同条例第1条第1号の改正規定、同条例第31条及び第32条を削る改正規定並びに同条例第5章中第33条を第31条とし、第34条を第32条とし、第35条を第33条とする改正規定を除く。）は、公布の日から施行する。